

孫にお金を渡す際は慎重に

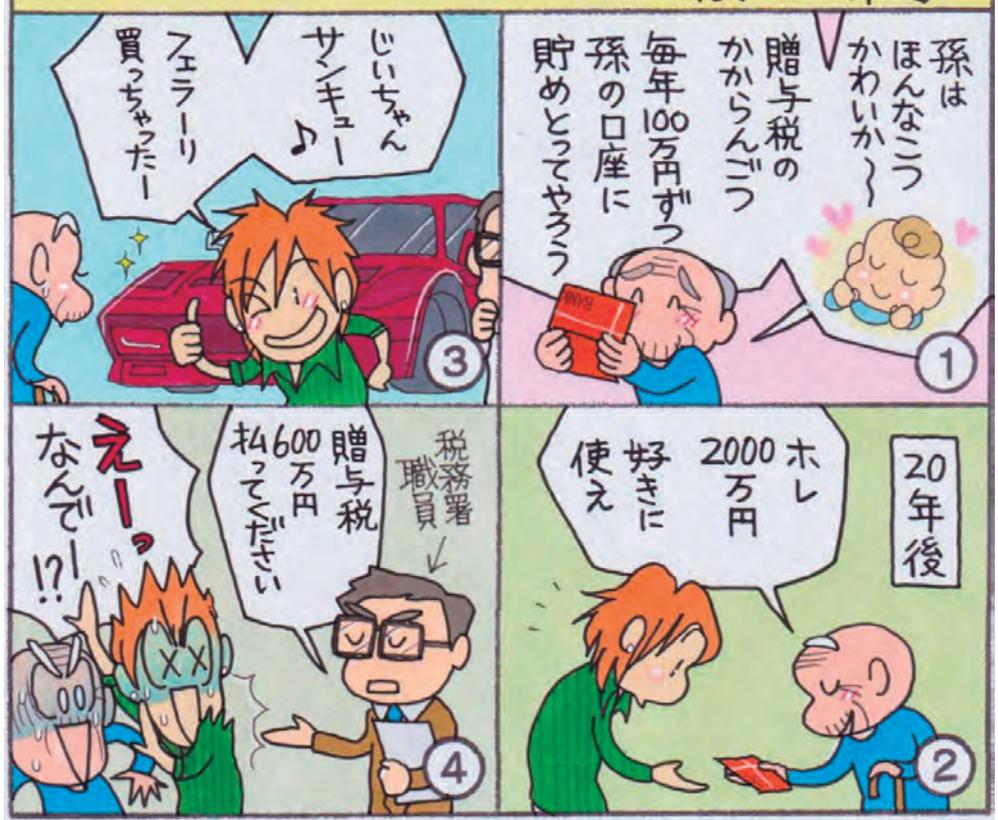
—だごひゃご日記解説—

孫にお金を渡す(=贈与する)ときには注意が必要。財産を贈与すると、税金(贈与税)がもらう方にかかります。ただ「年間110万円までは贈与税がかからない」という仕組みを使い、祖父母が、孫の口座に、毎年一定額入金し貯めているケースがあります。法律上、贈与は「契約」ですので、あげる方ももらう方が贈与を認識する必要がありますが、孫の口座(通帳)を祖父母が管理していれば、孫には毎年の贈与があったことが分かりません。そして、孫が成人してから通帳のお金をいっぺんに渡してしまうと...その総額に対して贈与税が課せられてしまいます。

司法書士法人あかりテラス
相続専門行政書士
山下 託史



だごひゃご日記 ⑧ 孫にお金を渡したら... 桜田 幸子



あかりテラス

vol.1

10 years+ プラス

あかりテラスの前身「司法書士・行政書士みやむら事務所」は2014年1月、現在の場所に、司法書士の宮村和哉が1人で立ち上げました。あれから11年。今では、スタッフ計16人を抱える法人組織に成長しました。これまでの足跡をゆるーく振り返ります。



金融機関に飛び込み営業

当時30歳。現在執務室として利用している部屋を借り、机一つで始めました。まずは、お客さんを獲得せねばと、司法書士の業務と関わりの深い、熊本市内の金融機関を50カ所以上すべて飛び込みであいさつ回りしました。しかし、待てど暮らせど、電話は鳴らず。それでも、開業1カ月過ぎてようやく受任した最初の登記の仕事は今でも忘れません。産まれたばかりの長女あかりを抱っこして、手続きを行う法務局に通っていたことはいい思い出です。(和哉)



▲事務所のビルの外壁に設置した看板



▲開業当時の私

あかりテラスの「クセつよ！」
あかりテラスの「クセが強い」(クセつよ)職員たちが、自分自身のこだわりの世界を発信します。

生地を触りながら妄想

あかりテラスのオシャレ番長こと、キジコ(♀)です。洋裁と布集めが大好きです。気に入った柄や素材の布をネットで購入。自宅には50種類ほどのストックがあり、それを触りながら「何を作ろうかな」と妄想。イメージができる真夜中でもミシンの前に座っちゃいます。愛娘のワンピース(写真左)や自分用のジャケットなど、夢中になって縫い上げていく時間がとっても楽しい! 特殊な縫い方ができる「ロックミシン」(写真右)も、夫に内緒で買っちゃいました。さあ、今度はどんな服を作ろっかなあ!?

